



木村 幸一さん(30)

|| 雨 竜 町 ||

書類に目を落とす。サッと見上げて正対した目がいい。意志の強さが漂う。一転、ふく

素描

司法過疎地に飛び込んだ青年司法書士

「北海道に来て、仕事してみないか」
京都市内で開業していた二年前のことだった。ある席で、司法過

疎の問題に取り組む先輩から誘われた。老後の財産管理、相続、悪徳商法、多重債務…。だれに相談したら…。法的救済措置を知らずに泣く人もいる。

理、不動産登記の申請代理など法手続き全般を手がける。
殊に多重債務者の法的救済に熱情を注ぐ。今月十七日には、利息制限法の上限を超える利息請求を無効として、原告十一人の法定代理人となり提訴に踏み切った。一見冷たそうな「法」が救いの手となる。弱者の訴えを司(つかさど)り、法と向き合い論を積み上げる。こう言い切る。「絶対に救いの手はあるんです」。

問い合わせは、木村司法書士事務所(☎01255-25552)へ。
〔間山重敏〕

よかな童顔が迎える。初々しくて、『マチの司法書士さん』という雰囲気だ。
「北海道に来て、仕事してみないか」
京都市内で開業していた二年前のことだった。ある席で、司法過

「やってみようか」
場所はこうする。道内各地を車で巡り、開業場所を探す。「ここにしよう」。雨竜町に入り、つかえが取れるように合点するものがあった。
昨年四月に雨竜町満寿に事務所を開設。雨竜町に司法書士が事務所を構えるのは、実に二十年ぶりという。簡易裁判所への訴訟代

問い合わせは、木村司法書士事務所(☎01255-25552)へ。
〔間山重敏〕

北空知新聞

(平成 18 年 1 月 21 日)